

## 青葉通広告物整備計画

当該地区の広告物整備計画

1 当該地区内における広告物等の整備に関する目標

- ・仙台を代表するシンボルロードとして、ケヤキ並木や街並みと調和した、風格ある広告物景観
- ・中心市街地のにぎわいと通りを歩く楽しさを演出する、魅力的な広告物景観

2 当該地区内における広告物等の整備に関する指針

地区別	仙台駅西口地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・仙台駅周辺は、仙台の玄関口として風格ある景観形成を図るよう、ペDESTリアンデッキや駅舎からの眺望に配慮する。</li><li>・都市の印象を高めるよう、広告物景観の質の向上に努める。</li></ul>
	一番町周辺地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・アーケードや地下鉄東西線からの人の流れが予想される場所であるため、街のにぎわいを感じさせるものとしつつ、洗練されたデザインとなるよう配慮する。</li></ul>
	西公園周辺地区	<ul style="list-style-type: none"><li>・西公園・広瀬川周辺の自然環境や、大町・片平周辺の住環境と調和した、落ち着いたデザインとする。</li></ul>
位置別	中高層部	<ul style="list-style-type: none"><li>・ケヤキ並木との調和に配慮し、最小限の面積・数量とし、建物と一体化したデザインとする。</li></ul>
	低層部	<ul style="list-style-type: none"><li>・快適な歩行環境に配慮しながら、街のにぎわいや通りを歩く楽しさを演出する広告物を掲出するよう工夫する。</li></ul>

3 広告物美観維持基準

共通事項	集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。</li> </ul>
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真やグラフィック、文字等をバランス良く配置し、すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。</li> <li>・壁面を利用する広告物は、建物と一体的なデザインとなるよう工夫する。</li> <li>・建物の低層部では、デザインや集合化などの工夫により、通りを歩く楽しさを演出する。</li> <li>・一つの建物・敷地に複数の広告物を表示又は設置する場合は、できるかぎり色彩や形態、配置をそろえ、互いの調和に配慮する。</li> <li>・建築物の窓面に貼り付けて表示する広告物について、中層階（地上階から3階、ただしペDESTリアンデッキ（階段含む）に面する部分は4階）以上の窓面で、都市計画道路 3・2・11 仙台駅川内線（交通広場を除き、都市計画道路 3・3・20 大手町支倉町線と交差する部分（その部分にある隅切を含む。）以東に限る。以下「青葉通」という。）及び青葉通と交差する道路に面する部分（青葉通から一敷地までの範囲に限る）には、当該道路から見えるように表示しない。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・極端に鮮やかな色、蛍光色の利用は避ける。</li> </ul>
	広告幕（フラッグ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青葉通に設置の街路灯に掲出するフラッグについては、街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし、地域のまちづくりに資する統一感のあるものとする。また、市長の許可を受ける前に、杜の都の風土を育む景観条例（平成7年仙台市条例第5号）に規定する景観まちづくり協議会として認定された「青葉通まちづくり協議会」の承認を受けるものとする。</li> </ul>
一番町周辺地区の基準	掲出可能な広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青葉通に面する部分及び青葉通と接続する道路に面する部分（当該道路が青葉通に接続する部分から一敷地の範囲に限る）においては、次に掲げるものを除き、掲出してはならない。</li> <li>① 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは自己の営業の内容を示すため、自己の住所、事業所、又は作業所に表示し、又は設置する広告物等（以下「自家用広告物」という。）</li> <li>② 前記に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等（以下「管理用広告物」という。）</li> </ul> <p>ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) バス停留所の上屋の壁面に表示又は設置されるもので、街並みに調和し周辺の景観を損なうおそれがないもの</li> <li>(2) まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して掲出するもの</li> <li>(3) まちづくりや良好な景観形成に寄与するもので、市長の許可を受ける前に、杜の都の風土を育む景観条例に規定する景観まちづくり協議会として認定された「青葉通まちづくり協議会」の承認を受けたもの</li> </ol>
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。</li> </ul>
	営業内容を示す広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約化して設置する。</li> </ul>
	地上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集合化して設置する。</li> <li>・地盤面から地上広告物の最上端までの距離は10m以下とする。</li> </ul>

西公園周辺地区の基準	掲出可能な 広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>青葉通に面する部分及び青葉通と接続する道路に面する部分（当該道路が青葉通に接続する部分から一敷地の範囲に限る）においては、自家用広告物又は管理用広告物を除き、青葉通から見えるように掲出してはならない。</li> <li>ただし、以下のいずれかに該当するものを除く。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) バス停留所の上屋の壁面に表示又は設置されるもので、街並みに調和し周辺の景観を損なうおそれがないもの</li> <li>(2) まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して掲出するもの</li> </ul> </li> </ul>
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>光に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>広告物の地色は建物の外壁の基調色に合わせるか、彩度を抑える。</li> </ul>
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物や街並みのスカイラインに沿う配置及び形態で、独立文字や建物との一体的なデザインとする。</li> </ul>
	営業内容を 示す広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約化して設置する。</li> </ul>
	地上広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合化して設置する。</li> <li>地盤面から地上広告物の最上端までの距離は10m以下とする。ただし、仙台市屋外広告物条例（平成元年仙台市条例第4号）に規定する広告物景観地域のうち、広瀬川周辺ゾーン（平成21年7月1日仙台市告示第266号）を除く。</li> </ul>